

# 私立大学研究ブランディング事業

## 2018年度の進捗状況

学校法人番号	131050	学校法人名				
大学名	中央大学					
事業名	アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究					
申請タイプ	タイプB	支援期間	5年	収容定員	23924人	
参画組織	研究推進支援本部					
事業概要	本プロジェクトの目的は、アジア・太平洋地域が、世界最大の経済発展セクターでありながら異なる法文化系統が認められる地域であることに着目し、この地域の法秩序の多様性自体を解明し、協調的に併存させ、コンバージェンス(統合止揚)する方法を提言することである。本学は、プロジェクトの成果である比較法事情データベースを用い、この研究領域において、日本・アジア・世界の法情報センターとして貢献することを目指す。					
①事業目的	<p>本研究では、アジア太平洋地域を対象として、この地域における法秩序の多様性自体を解明し、多様性の存在を前提として、いずれかの法秩序を優越的なものとして「押しつける」のではなく、また逆に各国国内法による多文化・他法システムを無視した孤立主義的アプローチをとるのでもなく、多様性を協調的に併存させ、統合止揚(コンバージェンス)する方法を研究し、実務に反映させることを目的とする。</p> <p>具体的には、実定法のみならず、その背後あるいは前提にある、宗教、文化、言語、政治体制、経済力、新しい科学技術等の条件を含め、この地域の有力な研究者と連携した国際共同研究として、3つの方向から研究を進める。(第1:法秩序の多様性を調査・解明する研究、第2:それを可視的に比較検討する基盤としての「比較法事情データベース」の構築、第3:両者を前提とした、コンバージェンスの方策そのものの研究)。なお、法の多様性を具体的に検討するため、本研究では、現在実務的なニーズが極めて高い次の3つ、(a)国際契約(国際取引)、(b)データプライバシー、(c)紛争解決の各論的領域を検討するものとし、かつ、世界2大法系たる欧州大陸法とイギリス法が継受され、伝統的文化と交錯しているところにアジア太平洋地域の法多様性の特徴があることから、大陸法系の日本、大韓民国及びタイ、イギリス法系の香港、オーストラリア及びシンガポールを対象法域とする。</p> <p>また、本研究が、中央大学の研究ブランドの国際的通用性を高め、もって日本の私立大学の研究ブランディングに資するために、本事業では、アウトリーチ活動として次のような取り組みを行う。本事業支援期間中においては、①本学ウェブサイト(マスメディアとの提携サイトを含む。)を通じた逐次の研究状況発信を日本語のみならず英語で行うこと、②海外研究協力者との研究会・シンポジウム等を公開で行い、本研究への関心を高めること、③本研究の成果である「比較法事情データベース」について、早い段階で研究者や法実務家等のステークホルダーに対するテスト公開を行い評価を得ること、④共同研究参加者による論文を日本比較法研究所「比較法雑誌」に継続的に掲載すること、⑤有力な法律家を外部評価者として迎えることにより、国際的に本研究を発信すること、等を行う。また、将来的には、「比較法事情データベース」に法域の追加、各論的課題の追加、情報の安定的更新を続けることによって、本学が、この領域において、日本のみならずアジア・世界の情報センターとして貢献する基盤となること、他方で、本学のもつ強力な国内外及び研究者と実務家をつなぐネットワークを活用し、将来的に、大学として取り組むべき各論的課題を設定して、さらなる国際共同研究を行う。</p>					
②2018年度の実施目標及び実施計画	<p><b>(実施目標)</b></p> <p>(1) 国際取引法、データプライバシー及び紛争解決の3課題について、設定された比較項目に関する各法域調査を行い、比較法事情DBへの実装に適した形に加工する作業を行う。</p> <p>(2) 基底法文化の研究では、集団的権利と個人的権利の関係等について、研究会を中心とする調査研究を行い、前年度の海外調査によって解明された各法域の法事情に照らした新たな課題を自律的に設定した調査研究を行い、研究ノートにまとめる。</p> <p>(3) 比較法事情DBの設計及びテストデータ入力を行う。</p> <p>(4) 中間成果報告のためのシンポジウムを開催する。</p> <p><b>(実施計画)</b></p> <p>(1) 2017年度外部評価委員から受けた研究手法変更のアドバイス(※2017年度進捗報告書を参照)に基づき、20~25の短い「シナリオ」と関連する設問を、「データプライバシー」及び「国際商事取引に係る紛争処理」について用意し、次にこれらについて6つの法域の研究協力者から回答を得、さらにこれら回答と分析を比較法事情データベースに格納する。</p> <p>(2) 基底法文化研究について研究会による課題研究と研究ノート集のオンライン公開を行う。</p> <p>(3) 比較法事情DBの基本設計およびテストデータを利用した<math>\alpha</math>テストを行う。</p> <p>(4) (1)~(3)の内容に関する中間成果報告を目的としたシンポジウムを開催し、本事業の3年間の取り組みを関係者に公開する。また、アジア太平洋地域における法多様性の可視化とコンバージェンス研究を行う方策を討議する。</p>					

<p><b>③2018年度の事業成果</b></p>	<p>今年度の主な事業成果は以下のとおりである。</p> <p>(1) 比較法事情データベースは、策定したシナリオと関連する設問を韓国、シンガポール、香港及びオーストラリアの研究協力者に送付し、調査を実施した。また、2017年度実施の調査回答についての分析を行い、比較法事情DBへ格納するデータを整備した(DBへの格納は2019年度に実施)。</p> <p>(2) 基底法文化研究については、複数のワークショップを開催し、多面的な進展があった。2018年11月26日には、「契約構成の変化:「文化差違」は比較法的分析に有用か」をテーマとしたワークショップを開催し、比較法における文化的差異の理解は、東洋と西洋、儒教とキリスト教という形で2極化される表層的なステレオタイプでの理解ではありえず、より多面的・深層的な理解を必要とするという共通見解を得ることができた。</p> <p>2019年3月8日には「ワークショップ:アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立に向けたコンバージェンスの研究:3年間の進捗と成果」を開催し、本研究の「3年間の進捗」を報告するとともに、次のステップへの方向性を見定めた。</p> <p>さらに複数の研究論文を出版した。一例として、サーバー空間での紛争処理に係る、佐藤信行「裁判所によるインターネット情報の世界的規制の可能性—google Inc. v. Equustek Solutions Incカナダ最高裁判所判決を契機として」(『憲法理論の再構築』、敬文堂、2019年、ISBN: 978-4-7670-0228-6)所収がある。</p> <p>(3) 本事業の中間報告及び研究成果を紛争処理分野における法学教育に応用する取り組みとして、2019年3月9日に「公開シンポジウム:グローバル経済の奔流に対する新たな紛争解決と法曹養成」を開催した。このシンポジウムは、本事業の研究成果をロースクール法学教育に応用するための「最初の一步」として位置付けられる。</p> <p>(4) 社会への発信に関しては、上に述べた論文、ワークショップ及びシンポジウムの他に、オンライン媒体である「Chuo Online」で佐藤信行教授が「比較の視点からする法研究と英語」を発表した。また、2018年11月7日に開催された朝日教育会議(朝日新聞社と中央大学共催)において研究ブランディング事業を軸とするパネルディスカッションに登壇した。</p>
<p><b>④2018年度の自己点検・評価及び外部評価の結果</b></p>	<p><b>(自己点検・評価)</b></p> <p>自己点検・評価としては、(1)比較法事情DB、(2)基底法文化研究、(3)コンバージェンスの方策研究、(4)社会への発信の四要素について実施した。なお、評価は5段階(秀・優・良・可・不可)でおこなった。</p> <p>(1)比較法事情DB</p> <p>自己点検・評価については、(1)新しいシナリオと設問の質(特に、シナリオと設問が対象法域における法及び法文化の多様性を解明するために有用であるか)、(2)回答の回収と分析の進捗、(3)シナリオベースのデータベースの総合的な質、の3点で行った。(1)については、新たなシナリオと設問は、新しい手法に良く適合していると判断する。他方で、(2)については、シナリオと設問の設定に相当の時間を要したために、海外研究協力者からは、まだ十分な回答を得られていない。ただし、すでに得た回答は、新しいシナリオベースのデータベースの高い質を示していると思量する。以上から、この点については、「良」と評価した。</p> <p>(2)基底法文化研究</p> <p>この点に係る評価は、「優」である。2018年度においては、成功裏に2つのワークショップを開催できた。とりわけ、11月のワークショップでは、本研究における効果的なワークショップ開催方法を見いだしたと考えている。また、第1回及び第2回ワークショップに共通して、日本における法・ビジネス慣行について報告し、それぞれの法域において、このような刊行をどのように理解し・解釈するかという議論を行ったが、このような手法は、法及び法文化の多様性を見いだすために効果的かつ有用であると思量している。</p> <p>(3)コンバージェンスの方策研究</p> <p>法及び法文化のコンバージェンスに関する一般論にはまだ到達していないが、本研究の中間成果を法学教育に応用する作業を開始したところである。2019年度には、中央大学法科大学院において、本研究メンバー及び外部アドバイザーの強力な支援の下、紛争解決に関する3つの新しいコースを開設することとした。また、これらのコース用の書籍・教材の刊行も準備している。以上から、この点については、「秀」と評価した。</p> <p>(4)社会への発信</p> <p>この点に関する自己評価は「良」である。本年度2ワークショップと1シンポジウムを主催し、これらはいずれも一般に公開したが、一般参加者の数は少なかった。同時通訳の提供が社会への発信に効果的であることから、シンポジウムの機会にはこれを提供したが、それに留まった。</p> <p><b>(外部評価)</b></p> <p>事業報告および自己点検評価に対して、4名の外部評価委員から評価を受けた。シナリオと設問による調査研手法・アプローチについて一定の評価を得たが、一方で調査手法に対して書面調査だけで済ませるだけでなく、インタビューによる補完調査が必要であるとの指摘を受けた。その他、ワークショップやシンポジウムの実施、論文投稿、Chuo Onlineによる論説の発信等、成果の発信を積極的に行った点は十分であるとの評価を受けた。</p> <p>その他、外部評価の詳細は、別紙参照のこと。</p>
<p><b>⑤2018年度の補助金の使用状況</b></p>	<p>経常費補助金を原資とした研究経費は以下の用途にて使用した。</p> <p>・<b>消耗品費、設備備品費、国内外旅費、委託費、人件費</b></p>